




アストのなっとく講座

～保険料の控除証明書
年末までなくさないでねのお話編～


 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっぱ・・・わがまま、気まぐれな妹猫


 10月くらいから、保険料の控除証明書が郵送され始めているわね。控除証明書は、年末調整の『所得税』『住民税』の控除に使うの。大切に保管しておいてね。


 もうそんな時期なのね・・・しみじみって言うよりビックリ! 控除証明書、必要になったタイミングで無くしちゃったことに気付いて、慌てて再発行! なぁんて人も多いんじゃない? 保険会社へ問い合わせれば再発行もできるけど、時間がかかる場合も多いの。間に合わないと、確定申告することになるのよ。ちゃんと取っておくのじゃ!

 その通りね。
控除証明書は、1月～12月に払った「地震保険」と「生命保険」が対象なの。数年分の一括払いの場合、毎年控除証明書は来ないのよね。ただし、地震保険は5年一括がMAX。実際控除されるとき計算方法は「地震保険料÷5年」と、毎年分けての控除がされるわよ。

 そうなの?なんかむずかしいにゃ・・・。

 それと、地震保険の付帯が無い、火災保険のみの契約では控除証明は出ないから注意が必要ね。
旧損害保険料控除の時代は、火災保険や傷害保険も控除対象になっていたんだけど。
平成19年以降は、損害保険では地震保険のみが控除対象になったのよ。


 そうなんだ・・・やっぱむずかしいにゃ。生命保険も、保険料控除の制度は何か変わってるの?


 良い質問ね!
生命保険は、従来は一般生命保険料控除と個人年金保険料控除だったんだけど、現在は「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3種類。

 損害保険は、なんか減っちゃった感じがしたけど、生命保険は増えた感じなの?

 そうね。生命保険料控除額の合計が、旧制度は所得税が

上限10万円・住民税が上限7万円だったんだけど、新制度では、所得税が上限12万円に・住民税は変わらず上限7万円になったのよ。

 うーん、そうなのね・・・うーん。
なんか、分かるような、そもそもよく分かんないような・・・むずかしいにゃ。

 んもう! はっぱったら。
でもそうよね、かなり複雑なもの。
とっても難しいし、実際わかりにくいわよね。
各保険会社のHPIに『生命保険料控除額計算サポートツール』というものがあるの。
まずは、そこをチェックしてみるのもいいかも♪

アストのほけん

 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/10:00～19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:https://astnohoken.com/